

○櫻井充君

民進党・新緑風会の櫻井充です。

久しぶりに内閣委員会で質問させていただきます。

今、上月委員の質問をずっとお伺いしながら、なるほどなと思いながら聞いておりましたが、ちょっと大臣、まず、通告していないので大変恐縮なんですが、先ほどは特区と地方創生のお話をございました。後からで結構でございます、規制緩和と地方創生とはどういう関係になっていくんだろうかと。

つまり、基本的に申し上げると、規制緩和というのは弱肉強食の社会をつくっていくものだと私は、単純に言えばですよ、単純に言えばそう思っていて、規制緩和を行えば行うほど地方は苦しくなっていくんじゃないのかなと。例えば、簡単に申し上げれば、大店法から大店立地法に変わつてどうなったかというと、地方の商店街はもう壊滅的打撃を受けています。大型量販店が出てくることによって、確かにある程度の商品は確保できるのかもしれないけれど、しかし、残念ながら地域の商店街は壊滅的打撃を受け、そこで働いている人たちも失業するようなことになります。

ちなみに、アメリカは、前の大店法と同じようなきちんとした規制を行ってきていて、その地域に大型量販店が出たときには地域の商店街がどうなるのか、雇用は維持されるのか、そして地域にいい商品が安く提供できるのかどうかアセスメントした上で認可を下ろしてくると。ですから、昔の日本でいう大店法のまま制度が維持されてきていて、規制緩和と地方創生というのは僕はちょっと相矛盾しているところがあるんじゃないかと思っていて、これ、後でもう一度お伺いしたいと思いますので、是非御検討いただきたいと思います。

それから、上月委員のところで公務員のところの話がありましたが、やはり二年の任期というのが一番最大の僕は問題だと思っていて、自分で予算付けたものを執行していないんですね。三年間に任期していただくと、自分で予算作って執行してから別な部署に移ることになるので、役人の評価をすることが可能になると思うんです。ですから、二年というのは役人の方の評価もできないし、それから責任も曖昧になってくると。そういう意味で、前々から申し上げているんですが、公務員改革を行ってくるのであれば、任期を三年にしてもう少しローテーションさせた方がいいんじゃないだろうかと。

それから、先ほどのバスの問題ですが、やっぱり根本的には何かというと、規制緩和が一番大きかったと思うんです。路線バスそのものが利益が出なくて、ツアーバスというんでしようか、ああいうところで利益を出していて赤字も補填していて非常にうまくやってきていた。しかし、もうかるところだけ規制緩和してしまったものですから、結果的には過当競争が起き、しかも路線バスのところは赤字路線のところに国が今度は補填しなきやいけないようなことになってきてるので、その規制緩和がバラ色の社会をつくってくるんだということをもう一回考え方の必要性があるんじゃないかと。

しかも、それから今日の立ち位置を申し上げておきますが、私は、特区という制度は賛成です、基本的に申し上げておきますと。いい制度だと思います。ある地域を限定的に特区に指定して、例えば昔の構造改革特区になりますが、一番最初認定されたとぶろく特区などは地域の創生のた

めには僕は良かった制度だと思っています。それからもう一つは、全国に波及させるために社会実験を行ってくるんですというやり方も、これは決して間違っていないと思っているんです。

我々医療の業界でいうと、最初に動物実験を行い、その後、治験を行って、ある一部の方々、これ本当に大変申し訳ないんですけども、いい薬なのかどうか、効果があるのかどうかということを試した後に、その後から販売し、その後、一年後に良かったかどうかの評価をきちんと行ってくるということになってきておりまして、そういう意味で、私は特区という制度そのもの自体を否定しているわけではありません。

しかし一方で、この特区を悪用している人たちがいるところに非常に大きな問題があると思っているんです。その例をまず今日はちょっと一回点検させていただいてから、この問題についての議論をさせていただきたいと思います。

LEC大学についてお伺いさせていただきたいと思いますが、あのLEC大学の旗振り役は一体誰だったんでしょうか。私は竹中平蔵さんだと思っていますが、この私の認識が違っているのかどうか、これについてまず御答弁いただきたいと思います。

○副大臣（義家弘介君）

お答えいたします。

構造改革特区における株式会社立学校制度については、文部科学省が調整を行っていた事務窓口は内閣官房構造改革特区推進室で、担当大臣は鴻池祥肇大臣であり、両省庁間の間で調整が行われ、平成十五年十月の制度の創設に至ったものであります。

それらの中、当時、竹中平蔵氏は、内閣府において経済財政担当大臣であり、規制改革総合会議の担当大臣ではなかったため、文部科学省との間で本件について何らかの調整を行った事実は承知しておりません。

○櫻井充君

文部科学省と調整はしていないんです。しかし、LEC大学は竹中平蔵さんを応援していましたよね。

○副大臣（義家弘介君）

承知しておりません。

○櫻井充君

竹中平蔵さんに対する関与ということでちゃんと質問通告しております。LEC大学のホームページには竹中平蔵さんを応援するという、そういう記載もございましたし、あの当時は動画でしたが、竹中さんを絶賛するようなことも動画で僕は示されていたと、そう思っております。

さて、このLEC大学ができ上がりましたが、結果的には廃校に追い込まれました。なぜそういうことになったんでしょう。

○政府参考人（松尾泰樹君）

お答え申し上げます。

LEC大学でございますけれども、平成二十一年六月十八日付けで平成二十二年度からの学部募集の停止をする旨の報告がなされたところでございます。その上で、平成二十四年度末に学部が廃止されたところでございます。

その報告によりますれば、入学者数の減少によります学納金の収入が減少した結果、学生の学習環境の悪化につながるおそれがあること、また、在籍する学生に経営資源を集中させるために

学部の学生募集を停止したことになってございます。

また、なお、文部科学省におきましては、このＬＥＣ大学につきまして、専任教員としての勤務実績がない教員が多く存在していたこと、また、ビデオ授業の教育方法として双方向型の指導を行っていなかったこと等が認められたために大学設置基準に抵触していたことから、平成十九年一月に当該大学に対しまして学校教育法第十五条第一項の規定に基づく改善勧告、それから留意事項の通知を行い、必要な措置を講じることを求めてきた経緯がございます。

○櫻井充君

まさしくそこの後半の方が大事なんですよ。ビデオだけではありません。大学生とそれから予備校生と、同じ部屋で授業を受けておりました。こういうことをやっているんですよ。それから、教授という名前の人たちは、それまでは専門学校の、予備校でしょうか、あそこは専門学校の予備校と言った方がいいのかもしれません、その先生たちがみんな教授になったんですよ。こういうところを認可したことそのものに私は根本的な問題があると思っているんです。

こういうことを二度と繰り返さないようにしていかないと、学生さんたちかわいそうなんですよ。学生さんたちが入学金を払って、だけど、ここでまともな授業を受けられないまま退学している人たちもいっぱいいますね。これは子供さんたちが問題なんですよ、学生さんたちが。

そういう点で、あの当時の認可に対して何が問題があったとお考えでしょう。

○政府参考人（松尾泰樹君）

お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、ＬＥＣの審査につきましては、大学設置基準法の法令に基づき行った結果といたしまして、専任教員としての勤務実態がない教員が多く存在していたこと等が挙げられまして、結果としてこれは適切でなかったというふうに考えてございます。

このような事態に至った要因でございますけれども、当該大学が大学としての固有の教育研究体制の確立を目指すことなく、設置計画どおりにその展開を図ろうとしなかったことに加えまして、いわゆる準則主義を始めとする規制緩和の流れの中で設置基準が十分な審査を行えるものとなっていない事情等もあったと思っております。

このようなことから、設置基準の改正を行いまして対応しているところでございます。

○櫻井充君

改めてですが、株式会社立大学をあの当時、ＬＥＣともう一つ別な大学がございます。こちらはうまくいっているんだと思いますが、ですが、あの当時、ここでうまくいったら株式会社立大学を全国展開していきたいと、全国展開していってほしいと思っている方々がかなり無理やりこの案件を押し込んで特区を悪用してきたんじゃないかと、私はそう思っているんですよ。

改めてお伺いしておきたいと思いますが、その当時の認可の体制、それから認可の在り方、それが適切だったとお思いでしょうか。

○政府参考人（松尾泰樹君）

お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたが、これは、ＬＥＣの審査におきましては、専任教員としての勤務実態がない教員が多く存在したことなど問題点が指摘されてございます。そして、最終的に学校教育法に基づく勧告を行うに至ったことに鑑みますれば、結果として適切だったとは言い難いというふうに考えてございます。

○櫻井充君

適切でなかったと認めていただいたことにまず感謝したいと思います。

その上で、この当時、普通は大学をつくるときの認可するまでの期間と、それからこのＬＥＣ大学のときの認可する期間は相当短かったと私は記憶していますが、この点いかがですか。

○政府参考人（松尾泰樹君）

お答え申し上げます。

ＬＥＣ大学の審査が行われたのは平成十五年当時でございます。その当時、大学を新設する際、通常、開設前年度の四月末に申請を受け付けることになってございます。そして、七か月の審査期間を経て認可の可否を決定するというのが一般的なスケジュールになってございます。しかしながら、当大学におきましては、平成十五年十一月に申請を受け付け平成十六年の二月に認可をしており、審査期間は約三か月半に短縮してございます。

また、この審査期間の短縮でございますけれども、第三次構造改革特区提案に寄せられた意見を踏まえまして、特区制度の社会的な重要性に鑑みまして、特区制度初年度である当該年度に限りまして時限的に認めたものでございます。

○櫻井充君

特区制度は大事なんですよ。しかし、こういうことをやると特区そのもの自体が否定されることになるんですよ。だから困っているんです。

こここのところを、先ほどありました、話が、規制緩和の流れの中でこういうことをやりましたと。だけど、何でこんなに急いだかというと、四月の開校に間に合わせるだけですからね、はっきり申し上げて。だからこういうふうにして、検査も甘くて。

多分、文部科学省は相当おかしいと思っていたはずなんです。本当はこの大学を認可したくなかったと思っていたはずなんですが、文部科学省、いかがでしょう。

○政府参考人（松尾泰樹君）

適正に審査が行われたものと承知しております。

○櫻井充君

さつきと違うじゃないですか、さつきと違っているでしょう。さつき適切じゃなかったって言ったじゃないですか。今、何で適切ということになるんですか。

文部科学省として認めたくなかったんでしょう、だって、あの当時は、こういう大学を。そのぐらいの良識はあるでしょう、文部科学省。あの後の大蔵、ちょっと個人名出していいかどうか分かりませんけど、やはりその大臣がおかしいと言って、それで取消しに動いてくださったわけですよ。その当時からおかしいと文部科学省の中で議論されていたはずですよ。違いますか。

○政府参考人（松尾泰樹君）

当時の議論については承知しておりませんが、ルールに基づいて認可が行われたものと思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、結果としてこういう事態になったことを鑑みますれば、それは適切であったとは言い難いというふうに考えているということでございます。

○櫻井充君

きちんとこれからも議論していただきたいんです。なぜかというと、今度は特区を使って医学部をつくるとしているわけです。この医学部新設そのものの在り方も僕はおかしいと思っているんですが、こここのところが認可されるかどうかというのはかなり大切なことなんです。

なぜ、この構造改革特区を使って医学部を新設しなきやいけないんでしょうか。医学部を新設するんだったら、別に特区を使わないで堂々と医学部新設すればいいはずですよ。なぜ特区を使って医学部なんですか。

○副大臣（義家弘介君）

この医学部の新設につきましては、医師の需要を踏まえた昭和五十七年及び平成九年の閣議決定を踏まえ、原則として認めないこととされております。このため、国家戦略特区において規制改革を行う事項の一つとして、内閣府等を中心に検討が進められたものと承知しております。

必要な理由についてありますが、医学部新設に係る具体的な検討は、主に平成二十六年十二月に東京圏国家戦略特区議会議の下に設置された成田市分科会において、内閣府、自治体、事業者を中心に検討が進められたものと認識しております。

この会議での議論等を総合的に勘案し、国際的な医療人材の育成のための医学部新設について、平成二十七年七月に内閣府、文部科学省、厚生労働省で国家戦略特区における医学部新設に関する方針を決定したものでありまして、文部科学省といたしましては、この医学部の設置認可に当たっては、国家戦略特区で新設するという趣旨を踏まえた医学部であるかどうか、その教育内容について適切に判断してまいりたいと思っております。

○櫻井充君

済みません、答弁になっていません。どうして特区を使って医学部をつくらなきやいけないのか、その点について御説明ください。

○政府参考人（松尾泰樹君）

今副大臣からの御答弁にもありますように、医学部の新設につきましては、医師の需給を踏まえた昭和五十七年及び平成九年の閣議決定を踏まえまして、原則として認めないとということにされてございます。したがいまして、この国家戦略特区におきまして、規制改革を行う事項の一つとして内閣府等を中心に検討が進められ、特区として認められたということだと思います。

○櫻井充君

それでは、今の答弁だと、医師の需給の問題で医学部の新設はもうしませんというそのルールそのものが間違いだから、だから特区で穴を空けようとしているということですね。そういう認識でよろしいですね。

○政府参考人（松尾泰樹君）

需給につきましては、現在、厚労省の方で検討しているところでございますが、今回の特区におきましても、長期にわたり社会保障制度に影響を及ぼす可能性もあり、その場合には医師需給を踏まえた全体の医学部定員の中で調整を行うということになってございまして、その点につきましては適切に対応していきたいというふうに思ってございます。

○櫻井充君

厚生労働省にお伺いしますが、今後どのぐらいたつと医者はO E C D並みの数を確保することになるんでしょうか。

○政府参考人（梅田珠実君）

お答えいたします。

昨年十二月から検討を行っております医療従事者の需給に関する検討会の医師需給分科会におきまして、本年三月に全国レベルの医師の需給推計を行い、中位推計においては八年後に医師の

需給が均衡する旨お示しをしているところでございます。

一方、今回新設が予定されている医学部につきましては、昨年七月に、内閣府、文部科学省及び厚生労働省の三府省で合意した国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針におきまして、国家戦略特区の趣旨を踏まえた国際的な医療人材の育成を行う、そして一般の臨床医の養成、確保を主たる目的とする既存の医学部とは次元が異なるものとするとしております。

なお、三府省合意の方針の中で、養成された医師が当初の目的に仮に反して一般の臨床医として勤務することにより、長期間にわたり社会保障制度に影響を及ぼす可能性がある場合には、医師需給を踏まえた全体の医学部定員の中で調整を行うこととしているところでございます。

○櫻井充君

済みませんが、全体の医学部での調整を行うことそのもの自体がおかしくないですか。最初から認可しなきやいいだけの話です。

いいでしょうか。今御答弁あったとおり、もう八年後には医師の数というのはほぼO E C D並み、若しくは日本でいうと需給が足りるような状況になります。なぜこんなことを申し上げているのかというと、私は財務副大臣やらせていただいたときに、歯学部の統廃合を行ってこないと、もう歯医者さんかなり数余っているんです。歯学部は余っていますが、これ、一人歯医者さん育てるのに私の時代だと三千万ぐらい、今はもっと掛かっていると思います。これを税金投じて供給過剰な人たちを育て続けているんですよ。このお金があったらほかの分野に予算回せばいいんですが、一回つくってしまうと、済みませんが、なかなか潰すことはできないんです。

ですから、そういう意味で、これまでずっと需給調整を行ってまいりました。例えば、これはまた違いますが、接骨院はどうでしょうか。これはずっと規制を行ってまいりました。福岡県で裁判負けまして、その当時は養成校十四校しかありませんでしたが、今はたしか七十か八十か忘れました、もっと増えているかもしれません。その結果、千人程度の卒業生であったものが今六千人を超えているかと私は記憶しています。その結果、専門学校を卒業しても整骨院を開院できない人たちが物すごく増えてきているんですよ。

そういう意味でいうと、今の答弁で私はちょっとおかしいと思っているのは、ここは、済みませんけど、特区に従ってやってくれば国際的な医療をやる人たちしか育てないはずの大学なんです。しかし、今の申請は、この国際的なことをやる人たちの定数は僅か二十、一般の医者を百二十育てますといって出してきているんですよ。だから、これは三省合意が平成二十七年の七月三十一日になされていますが、これに全く違反して、結局、私申し上げておきたいのは、一般の医学部を本当はつくりたかったから、ただ単純に特区を悪用して、しかも誰かいろんな方々が圧力を掛けてこういうことをやってきているんじゃないかと思っているんですよ。済みませんが、こんなことをやっていたら特区に対する信頼感はなくなりますよ。

それから、三省で合意した内容から読めば、一文たりとも一般の医師を育てるとは書いていませんよ。いいでしょうか。L E Cのときにも、認可のときに皆さんできちんとした形で合意しないから学生たちが困ることになったんですよ。今回はこの三省の合意をちゃんと守ってくださるんでしょうね。

○副大臣（義家弘介君）

国家戦略特区で新設する国際的な医療人材の育成という趣旨を踏まえた医学部であるかどうか、その教育内容について適切に判断してまいりたいと思っております。

○櫻井充君

本当にきちんと判断していただきたいんですよ。

実を言うと、この大学には官僚の方が、天下りといふうに思われる方、官僚経験者の方が何人かいらっしゃいます。何人、官僚経験者の方がいらっしゃいますか。

○副大臣（義家弘介君）

国家公務員の再就職の状況につきましては、本府省の企画官相当以上の管理職職員が離職後二年以内に再就職した場合等、届出が義務付けられるとともに、公表されることとなっております。

これによると、当該大学へ再就職した中央省庁の経験を有する者的人数は七名であります。

○櫻井充君

たしか御省の事務次官もその大学に勤務されている、若しくは勤務された経験がありますよね。

○政府参考人（佐野太君）

お答え申し上げます。

当該大学に勤務している元文部事務次官につきましては、再就職の届出義務のあるものには含まれておりますが、元文部科学事務次官一名が現在当該大学の教授として在職しているところでございます。

○櫻井充君

現在はその方だけですが、また別な方が、たしか事務次官の方がそこに就職していたはずなんです。

厚生労働省からもこの大学のところ、大学に行って働いている方がいらっしゃいますね。

○政府参考人（梅田珠実君）

お答えいたします。

厚生労働省元医政局長につきましても、再就職の届出が提出され、国際医療福祉大学に再就職していることは承知しております。

○櫻井充君

届出のある人と届出のない人というふうに必ず言われると思ったので、私は官僚の経験のある人というふうに質問通告しているはずです。もう少しきちんと答えていただけませんか。

厚生労働省から何人行っていますか。

○政府参考人（梅田珠実君）

これまでに把握をした再就職ということですね、三名を把握しております。ただ、現時点で就職しているかどうかについては不明な点がございます。

○櫻井充君

済みません、通告しております。

委員長にお願いですが、改めて、その届出義務のあるとかないとかいうこと関係なしに、国家公務員を経験した方がこれまで、延べ人数でいいです、延べ人数で何人いるのか、そのことについて是非理事会で御協議、報告の御協議をいただきたいと思います。

○委員長（神本美恵子君）

後刻理事会で協議いたします。

○櫻井充君

なぜこういうことを言っているのかと申し上げますと、文部科学事務次官の方から文部科学省

にこの件で電話が入っているはずなんです。このことは前回の予算委員会、それからほかの予算委員会で質問させていただきましたが、どのような内容の電話があったんでしょうか。

○政府参考人（佐野太君）

お答え申し上げます。

先ほど先生がおっしゃられましたように、三月の参議院予算委員会において先生から馳大臣の方に、文部科学省の元事務次官が、文部科学省は医学部新設の件について口出しするなという趣旨の電話があったことについて知っているかというお尋ねがございました。

それを受けまして、文部科学省大臣官房におきまして医学部新設の関係職員に聴取を行ったところ、そういった趣旨の電話を受けた職員はいなかつたことを確認しております。

○櫻井充君

まあいいですよ、私は聞いていますから。私は知っていますから。誰かというのは、これは公務員の方々が気の毒なのでそれは申し上げませんけど、それはちゃんと聞いていますから。それは調べ方が足りないだけですよ。そして、今のような趣旨のことが来ているんですよ、はつきり申し上げて。そうすると、何かというと、文部科学省は何も発言しないで、多分この八月になると思いますけれども、黙って認可を下ろせということなんだと思います。

こんなでたらめなことをやっていいんでしょうか、本当に。この三省合意に従ってちゃんとやってくださいよ。三省合意に従って、三省の合意に、去年の平成二十七年七月三十一日の合意のとおりちゃんと判断していただけますね、文部科学省。

○副大臣（義家弘介君）

先ほども答弁いたしましたが、医学部の設置認可に当たっては、国家戦略特区で新設するという趣旨を踏まえた医学部であるかどうか、その教育内容等について適切に判断してまいりたいと思っております。

○櫻井充君

是非よろしくお願ひしたいと思います。

繰り返しになりますが、ここで国家戦略特区のこの方針に従っている定数は二十しかないんです。私は、この二十の枠は決して悪い枠だとは思っておりません。医療のところで、メディカルツーリズムでこれから日本が、何というんでしょうか、外貨を稼ぐという言葉は悪いかもしませんが、発展していく意味では、私はこれ悪いと思っていないんです。

例えば、あれはアブダビだったかな、アブダビかどこかに行ったときに、中東に行った際に、財務省の時代、国債売りに行ったんですが、そのときに面白い話を伺いました、アブダビのお医者さん、アブダビだったと思いますが、そのお医者さんが国内では治療できませんと、そういうふうに認可すると、海外に行って治療を受けられるんです、全部国家でお金持つて。しかも、家族いっぱい来ます。ですから、そういう人たちが今ヨーロッパとかタイとかに行っているので、日本のその先進医療を受けに来てもらうということ自体、私は悪いことじゃないと思っているんです。ですから、そういうために医学部を新設しますという、ここまで全く問題ないんですよ。だけど、余計な百二十がくっついているんです。

繰り返しになりますが、医師の需給問題はあと十年以内にもう解決する問題なんですよ。あとは偏在だけです。この偏在をどうしていくのか、それから診療科の偏在をどうするのかということだけであって、また医学部をこうやって新しくつくってしまうと、今度はまた医師定数、じゃ、

どうするんだ、どこの大学を削減するのかと。みんな削減したくないですから、はつきり申し上げて。

もう一つ申し上げておきたいのは、つくったらやっぱり潰せないんですよ。これは、ある歯学部などは国からの助成金がなくてもやっているところもあるんですよ。だから、そういうふうになってしまう可能性があるから、問題が大きくなるのでこのところはきちんとやってほしい、ルールに従ってやってほしいと思っているだけの話です。

ある方々からこうやって圧力が掛かっているわけですよ。しかも、官僚を大量に雇い入れているんですよ。こういうやり方でこの特区を利用して、悪用して、医学部をこうやってねじ曲げて新設するなんというのはとても認められないことだと、私はそう思っています。

これ、大臣、担当じゃないかもしないけど、今のやり取り聞いていてどういう感想をお持ちでしょうか。

○国務大臣（石破茂君）

今、義家副大臣から答弁がございましたように、この合意というものがいかにきちんと遵守されて、本来の特区の趣旨が発現されるかどうかということが極めて重要だというふうに考えております。

ですから、櫻井委員おっしゃいますように、特区の趣旨というものは、この成田国際空港に近いということをいかにして生かしていくか。そして、また成田市から強い御要望があったものでございます。成田市の御要望も踏まえて、本来の特区の趣旨にふさわしい運営をしていかねばならないというふうに認識をいたしております。

○櫻井充君

ありがとうございます。

そういうことなんだと思います。そのことによって成田は成田で発展していくことになりますから、私は、このこと自体については異論はないんです。

ですが、繰り返しになりますが、その特区の趣旨以外のことについて問題があると思っているので、この点については文部科学省としてきちんと、きちんと精査していただきたいと思いますし、厚生労働省ともちゃんと話合いをして、厚生労働省から見れば、医師の需給問題、もうそろそろ医学部のこれから定数を削減しなければいけない時期に入るわけですから、このところも踏まえて是非御検討いただきたいと、そう思います。